## 【横芝光町】

			実施	
 対象:		東陽病	(〇)	
(1)	「一番のよう	0	1	
(2)	特容検本の方法について説明しましたが(検本の概要が、特容検本の第一選択は会士県内担籍検本でもるマレーまた会士県内担籍検	0	1	
(3)	精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを 説明しましたか <sup>※</sup> ※精密検査結果は、個人の同意がなくても、市区町村や検診機関に対して提供可能(個人情報保護法の例外事項として認められています)	0	1	
(4)	検診の有効性(便潜血検査による大腸がん検診には死亡率減少効果があること)に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけで	0	1	-
(5)	検診間隔は1年に1回であり、受診の継続が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	0	1	
(6	大腸がんがわが国のがん死亡の上位に位置することを説明しましたか	0	1	
検査の	の精度管理			ĺ
(1)	) 検査は、免疫便潜血検査2日法を行いましたか	0	1	
(2)	<ul> <li>便潜血検査キットのキット名、測定方法(用手法もしくは自動分析装置法)、カットオフ値(定性法の場合は検出感度)を仕様書に</li> <li>すべて明記しましたか※</li> </ul>	0	1	-
(3)	※仕様書とは委託元市区町村との契約時に提出する書類のことです。(仕様書以外でも何らかの形で委託元市区町村に報告していればよい) 貴施設(もしくは医師会等)が仕様書にキット名、測定方法、カットオフ値の全てを明記した場合に〇と回答してください。  大腸がん検診マニュアル (2021年度改訂版 日本消化器がん検診学会刊行) に記載された方法に準拠して行いましたか ※  ※測定原理により様々な検査キットがあり、判定は機械による自動判定の他に目視判定があります。	0	1	
 	検査キットの使用期限を守ると共に、日々、機器及び測定系の精度管理に務める必要があります。			
1	の取り扱い			
(1)		0	1	_
(2)	) 採便後即日(2日目)回収を原則としましたか(離島や遠隔地は例外とします) 	0	1	_
(3)	採便後は検体を冷蔵庫あるいは冷所に保存するよう受診者に指導しましたか	0	1	
(4)	受診者から検体を回収してから自施設で検査を行うまでの間あるいは検査施設へ引き渡すまでの間、冷蔵保存しましたか	×	0	
(5)	検査施設では検体を受領後冷蔵保存しましたか	×	0	
(6)	) 検体回収後原則として24時間以内に測定しましたか(検査機器の不調、検査提出数が想定以上に多かった場合を除きます)	0	1	
(7)	検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	0	1	
シスラ	テムとしての精度管理			
<b>(</b> 1]	) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、検体回収後2週間以内 <sup>※</sup> に行いましたか ※市区町村を介して受診者に結果を通知する場合は、市区町村に遅くとも2週間以内に通知していれば〇です。	0	1	
(2)	がん検診の結果及びそれに関わる情報 <sup>※</sup> について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか もしくは全て報告されていることを確認しましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	0	1	
(3)	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果 <sup>※</sup> (内視鏡診断や生検結果、内視鏡的治療または外科手術所見と病理組織検査結果など)について、市区町村や医師会から求められた項目の積極的な把握に努めましたか ※地域保健・健康増進事業報告に必要な情報を指します。	0	1	•
(4)	自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか <sup>※</sup> ※・本調査では <u>令和4年度のプロセス指標値</u> について回答してください。 ・貴施設単独で算出できない指標値は、自治体等と連携して把握してください。また自治体等が集計した指標値を後から把握することも可です。	0	1	
(5)	) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行いましたか	0	1	
(6)	都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努め ましたか	0	1	•
查項目	1~4の合計			
(1)	) 回答(○,×)項目数	22		
(2)	実施(○)の項目数	20		
(3)	未実施(×)、実施予定(△)、未記入の項目数	2		
(4)		0		

<sup>※</sup>各検診機関において、大腸がん検診の取組状況を調査票に基づき自己評価したものであり、第三者により客観的に評価したものではありません。

<sup>※</sup>千葉県がん対策審議会予防・早期発見部会での検討を踏まえ、調査に御協力いただいた個別検診機関のうち、評価がAまたはBの検診機関のみ公表しています。 (評価がCまたはD、未回答の検診機関は掲載していません。)

<sup>★</sup>が付いている項目は、検診機関の取組に関する項目であり、付いていない項目は、市町村等と連携して取組むことが可能な項目です。